

小規模企業共済の 給付経理から業務等経理への繰り入れについて

平成30年3月
中小企業庁

① 運営費用の財源の見通し

- ・小規模企業共済の運営費用である業務等経理は、以前より、運営費交付金では不足しており、出資金運用益等、共済貸付制度を管理する融資経理からの繰入で賄ってきたが、平成26年度からはこれらの財源だけでは賄いきれず、業務等経理の利益剰余金等で補填してきたところ。
- ・しかしながら、この業務等経理の利益剰余金による補填も平成30年度までしか可能ではなく、平成31年度には運営費用が不足する見通しとなっている。
- ・さらに、財務省による平成27年度予算執行調査をふまえると、運営費交付金は一層の削減が行われる見込みである。

平成27年度予算執行調査の概要（財務省）（平成27年6月30日公表）

○今後の改善点・検討の方向性

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済は、「小規模企業共済法」・「中小企業倒産防止共済法」に基づいて、機構が運営する共済制度であり、これまで、機構に対する運営費交付金に依拠して運営が行われてきた。

もっとも両共済制度については、独自の収入を有することを踏まえて、受益と負担の関係を一層考慮して運営を行っていくことが適当である。

このため、両共済制度の収支状況等を勘案しつつ、所要の対応を行い、①平成28年度予算から広告宣伝費・委託機関加入手数料等の一部について、機構に対する運営費交付金に依拠しないことすべき。②そのうえで、機構の次期中期計画期間（平成31年度～）以降は、その運営に要する経費について、その収入をもって支弁することを基本とする運営を行うべき。

※予算執行調査とは、財務省が予算の実行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化につなげていく取組み。

②運営費用の削減取組について

- ・運営費用としては、加入者増を受けて、増大し、平成28年度ベースにおいて60億円となっているが、その一方で、中小機構としても、削減に取り組んできているところ。
- ・運営費用のうち、50%強を占める機構の業務費用については、毎年、削減を進めている。。
- ・さらに、50%弱を占める委託機関等への手数料についても、30年度から手数料体系の見直しを実施する予定であり、約3億円の削減を見込んでいる。

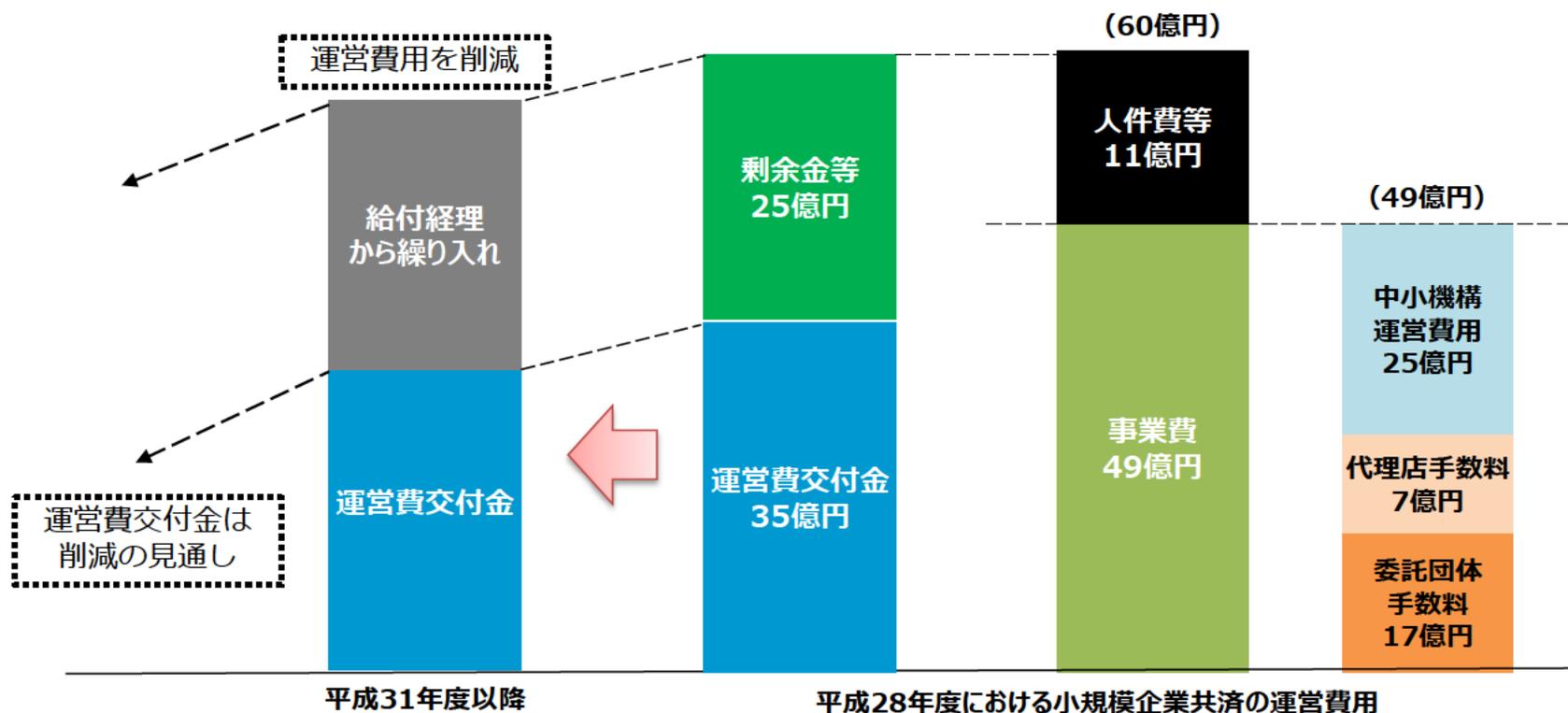
(※) 手数料体系の大幅な見直し

平成30年度：加入促進にかかる特別手数料の見直し

平成31年度：業務委託手数料及び特別手数料の体系を大幅に見直し

委託機関に対しては、加入促進、事務手続き（申込時の資格審査と申込書の受理、機構への書類送付等）、掛金の收受（名簿払や現金申込時のとりまとめ）、掛金の収納および返還、共済金の支払い 等を委託している。

(参考) 小規模企業共済の運営費用の内訳



(参考) 運営費用に係る民間との比較

- ・小規模企業共済制度における事業費率（保険料等収入に占める事業費の割合）は1%程度であり、民間生命保険では10%程度であることを考えると、機構の運営費用は低廉な水準である。
- ・機構の運営費用のうち、システムの維持管理に毎年4億円を費やし、このほか数年ごとに実施される制度改正に伴う改修に数億円～数十億円を要している。また、抜本的な事務システムの再構築を実施する場合は、数百億円規模の費用がかかる見通し。

【民間生保会社との比較（平成26年度決算ベース）】

(単位：百万円)

	A社 (生保)	B社 (生保)	C社 (生保)	小規模企業共済 (※1)	農業者年金 (※1)	中小企業退職金 共済(※1)
総資産（資産の部合計）	62,283,004	36,828,768	84,911,946	10,379,702	263,281	4,705,830
保険料等収入	5,337,118	3,266,361	5,956,716	603,354	13,513	378,089
保険金等支払金	3,932,183	2,718,186	9,059,549	513,585	3,217	351,685
事業費用	563,371	398,588	512,417	5,938	1,393	4,668
事業費用比率 (事業費用÷保険料等収入)	10.6%	12.2%	8.6%	1.0%	10.3%	1.2%
社員数 ※A～C社は内勤数	18,477	11,828	6,078	59(※2)	46	215 ※法人全体

※1小規模企業共済、農業者年金、中小企業退職金共済は平成28年度決算ベース

※2小規模企業共済における、平成28年度決算の人員数を整数化したもの。

出所：東洋経済新報社「2015年度版 生保・損保特集」、独立行政法人勤労者退職金共済機構公開資料、独立行政法人農業者年金基金 公開資料、独立行政法人中小企業基盤整備機構 公表資料

③ 給付経理から業務等経理への繰入れ

- ・前述の運営費用の財源の見通しに鑑み、すでに、第5回共済小委員会（平成27年12月）において掛金や共済金等を管理する給付経理から業務等経理への繰入れを可能とすることが了承されている。
- ・これを受け、会計繰り入れを可能とする省令改正（平成28年4月）は既の実施したところ。
- ・今般、平成31年度から実際に繰り入れを行うことが必要となったため、**付加共済金原資の計算において、当該繰り入れ額を控除することができるように省令上、措置することが必要。**

